

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第13号）」の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 就 労 継 続 支 援 B 型 サービス を 提 供 す る 事 業 者 に つ い て

事業者名称	社会福祉法人育徳園
代表者氏名	理事長 早川 誠次
本社所在地 (連絡先)	大阪市阿倍野区阪南町5-12-5 (電話番号：06-6655-1718 F A X 番号：06-6655-1718)
設立年月日	昭和29年 5月 24日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	阿倍野ひまわり作業所
サービスの 主たる対象者	精神障がい者（18歳未満の者を除く）
大阪府指定 事業所番号	就 労 継 続 支 援 B 型 2712302195号（令和 6年 4月 1日指定）
事業所所在地	大阪市阿倍野区天王寺町北2-31-9
連絡先 相談担当者名	電話番号：06-6714-2492 F A X 番号：06-6714-2492 担 当 者：佐藤 禎真
事業所の通常の 事業実施地域	大阪市、八尾市、松原市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市、堺市
事業所が行う他の 指定障がい福祉サ ービス	無し

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	指定障害福祉サービス事業の就 労 継 続 支 援 B 型の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、就 労 継 続 支 援 B 型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な就 労 継 続 支 援 B 型の提供を確保することを目的とする。
-------	---

うんえいほうしん 運営方針	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる よう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の 機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その 他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
------------------	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、夏季と年末年始 (令和〇年度は8月〇〇日から8月〇〇日と12月〇〇日から1月〇日)を除く
えいぎょうじかん 営業時間	午前9時から午後5時まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

ていきょうび サービス提供日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、夏季と年末年始 (令和〇年度は8月〇〇日から8月〇〇日と12月〇〇日から1月〇日)を除く
ていきょうじかん サービス提供時間	午前9時30分から午後3時30分まで

※ 休日の行事や 出店に参加を希望し、参加した場合は、休日でも出席となります。

3 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たてもの 建物	構造	木造地上2階建
	敷地面積	120 m ²
	延べ床面積	230 m ²

(2) 主な設備

せつび 設備	へやかず 部屋数	めんせき 面積	びこう 備考
くんれん さぎょうしつ 訓練・作業室1・2	2室	53.24 m ²	くんれん さぎょうしつ 訓練・作業室1が38.28 m ² くんれん さぎょうしつ 訓練・作業室2が14.96 m ²
たもくてきしつ 多目的室	1室	29.48 m ²	さぎょうしつ しょくどう だんわしつ しよう 作業室・食堂・談話室として使用
そうだんしつけんじ むしつ 相談室兼事務室	1室	11 m ²	
トイレ	2箇所	2.61 m ²	

4 事業所の職員体制

じぎょうしょ かんりしや 事業所の管理者	さとう よしまさ 佐藤 禎真
-------------------------	-------------------

職種	職務内容	人員数
サービス管理責任者 <small>かんりせきにんしゃ</small>	<ol style="list-style-type: none"> 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成します。 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面（以下「就労継続支援B型計画書」という。）を利用者に交付します。 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更します。 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。 他の従業者に対する技術指導及び助言を行います。 	常勤 1人
指導員 <small>しよくどういんぎやう</small>	利用者の適性に合わせた就労に必要な知識の習得の支援や技術の指導を行います。	常勤 1人

支援員 生活	利用者の日常生活や社会生活上の相談や支援を行います。	常勤 1人 非常勤 3人
-----------	----------------------------	-----------------------

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

① 訓練等給付費対象サービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容
就労継続支援B型 個別支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた就労継続支援B型個別支援計画を作成します。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ①内職 ②菓子製造・販売 ③コーヒー豆焙煎・販売 ④野菜販売 ＜工賃の支払＞ 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習および 求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援を実施、職場定着の為の支援を行います。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェック等の見守りや服薬確認その他必要な管理、記録を行います。医療機関との連絡調整および協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。 また、必要な方には訪問看護師による面談、指導を行います。

② 訓練等給付費対象外サービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容	金額
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。	20円/日

	①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費 等	
その他	・費用の発生するプログラムの参加費（食費等） ・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他	じっぴ 実費

(2) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について
 提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者の方には、所得区分ごとの負担上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担額として負担していただくことになります。

※ 世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

(負担上限月額等一覧) (厚生労働省資料)

区分	世帯の収入状況	負担上限月額(者)	負担上限月額(児)
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯 所得割16万円未満(者) 所得割28万円未満(児)	9,300円 ※入所施設利用者 (20歳以上)、 グループホーム・ ケアホーム利用者 は一般2になります。	通所支援、 居宅介護等 利用の場合 4,600円
			入所施設 利用の場合 9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。(厚生労働省資料)

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

上限負担月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

利用料金の目安は、次表のとおりです。

内 容	りようりよう 利用 料	りようしや 利用者 ふ たんがく 負担額		
サービス利用料金	6,500円	650円 (1日あたり)	福祉専門職員配置等加算と 処遇改善加算を含みます。	
加算	初期加算	321円	32円 (1日あたり)	利用者が、指定就労継続支援 B型の利用を開始した日から 起算して30日以内の期間に ついて加算します。
	欠席時対応加算	1,006円	100円 (1回あたり)	指定就労継続支援B型の 利用を予定していた日に、 急病等によりその利用を 中止した場合に、利用者また は家族への連絡調整を行 い、引続き指定就労継続支援 B型の利用を促す等の相談 援助等を行った場合に加算 します。

※ 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合（利用者負担額が上限額を超えた場合（利用者負担額上限管理結果票の利用者負担上限額管理結果欄が「3」の場合）に限る）は、以下の料金が加算されます。

内 容	りようりよう 利用 料	りようしやふ たんがく 利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,606円	160円	1月あたり

6 その他の費用について

プログラムのキャンセルにかかる費用について	自己負担費用が発生するプログラムをキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、参加費の返還ができない場合や、キャンセル料を請求させていただく場合があります。
-----------------------	---

7 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

利用者負担額について	利用者負担額は、世帯ごとの所得区分に応じて月額の上限額が定められており、上限額を超えた部分については事業者が訓練等給付費として市町村に請求することとなっています。 複数のサービスを利用した場合は、いずれかの事業者が上限額管理を行うことにより、サービスごとの利用者負担額を確定します。
------------	--

<p>じょうげんがくかんり 上 限 額 管 理 について</p>	<p>就 労 継 続 支 援 B 型 における利用者負担上 限 額 管 理 とは、複 数 の 事 業 者 によるサービスを利用する利用者等について、利用者負担の額 が利用者及びその世帯ごとの負担上 限 額 を超えることがないよう 事 業 者 ごと の 徴 収 額 の 管 理 を 行 う こ と で す。</p> <p>対 象 者 は 市 町 村 で 認 定 さ れ、受 給 者 証 に その 旨 を 記 載 し て 「利 用 者 負 担 上 限 額 管 理 事 務 依 頼 (変 更) 届 出 書 」 が 交 付 さ れ ま す。</p> <p>利 用 者 の 希 望 に よ り、当 事 業 所 を 利 用 者 負 担 上 限 額 管 理 者 に 選 任 さ れ る 場 合、サ ー ビ ス 開 始 ま で に お 申 し 出 ぐ だ さ い。そ の 際、「利 用 者 負 担 上 限 額 管 理 事 務 依 頼 (変 更) 届 出 書 」 を 提 出 し て く だ さ い。事 業 者 が 必 要 事 項 を 記 載 し て お 返 し し ま す の で、「受 給 者 証 」 と と も に 市 町 村 に 届 け 出 て く だ さ い。(受 給 者 証 に 上 限 額 管 理 者 名 が 記 載 さ れ ま す。)</p> <p>利 用 者 等 が 上 限 額 管 理 を 行 う 事 業 者 を 選 択 し な か っ た 場 合、上 限 を 超 え た 利 用 者 負 担 額 は、利 用 者 等 が 直 接 市 町 村 に 償 還 給 付 の 申 請 を 行 う こ と に よ り 給 付 を 受 け る こ と と な り ま す。</p> <p>ま た、例 え ば、利 用 者 が グ ル ー プ ホ ー ム 又 は ケ ア ホ ー ム に 入 居 さ れ て い る 場 合 は、グ ル ー プ ホ ー ム 又 は ケ ア ホ ー ム が 上 限 額 管 理 を 行 う こ と に な る な ど 複 数 の サ ー ビ ス を 利 用 し て い る 場 合 に は 優 先 順 位 が 決 め ら れ て い ま す の で、ご 留 意 く だ さ い。</p>
<p>りょうしやふたんがく 利用者負担額 その他の費用 の支払い方法 について</p>	<p>利 用 者 負 担 額 及 び そ の 他 の 費 用 に つ い て、サ ー ビ ス を 利 用 し た 月 の 翌 月 1 0 日 ま で に 利 用 月 分 の 請 求 書 を お 届 け し ま す。サ ー ビ ス 提 供 の 記 録 と 内 容 を 照 合 の う え、請 求 月 の 末 日 ま で に、現 金 支 払 い の 方 法 に よ り お 支 払 い 下 さ い。</p> <p>お 支 払 い を 確 認 し ま し た ら、必 ず 領 収 書 を お 渡 し し ま す の で、保 管 を お 願 い し ま す。</p> <p>ま た、訓 練 等 給 付 費 等 に つ い て 市 町 村 よ り 給 付 を 受 け た 場 合 は、受 領 通 知 を お 渡 し し ま す の で、必 ず 保 管 を お 願 い し ま す。</p>

※ 利 用 料、そ の 他 の 費 用 の 支 払 い に つ い て、支 払 い 能 力 が あ る に も か か わ ら ず 支 払 い 期 日 か ら 3 月 以 上 遅 延 し、故 意 に 支 払 い の 督 促 か ら 1 4 日 以 内 に お 支 払 が ない 場 合 に は、契 約 を 解 約 し た 上 で、未 払 い 分 を お 支 払 い た だ く こ と が あ り ま す。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市 町 村 の 支 給 決 定 内 容 等 の 確 認

サ ー ビ ス の 提 供 に 先 立 っ て、受 給 者 証 に 記 載 さ れ た 支 給 量 ・ 支 給 内 容 ・ 利 用 者 負 担 上 限 額 を 確 認 さ せ て い た だ き ま す。受 給 者 証 の 住 所、支 給 量 な ど に 変 更 が あ っ た 場 合 は 速 や か に 事 業 者 に お 知 ら せ く だ さ い。

(2) 就 労 継 続 支 援 B 型 計 画 の 作 成

確 認 し た 支 給 内 容 に 沿 っ て、利 用 者 及 び 家 族 の 意 向 に 配 慮 し な が ら 「就 労

継続支援B型計画」を作成します。作成した「就労継続支援B型計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

サービスの提供は「就労継続支援B型計画」に基づいて行います。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者等の来所時の状況や意向に十分な配慮を行います。

- (3) 就労継続支援B型計画の変更等
「就労継続支援B型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	佐藤 禎真
-------------	-------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 苦情解決体制を整備しています。
④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>②個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報に

ついても、当該利用者の家族から 予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

- 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1.1 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1.2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	大阪市
	担当部・課名	大阪市福祉局 障がい者施策部運営指導課指定・指導グループ
	電話番号	06-6241-6527

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 株式会社損害保険ジャパン

保険名 賠償責任保険

保障の概要 サービス提供中の身体事故・財物事故

1.3 心身の状況の把握

指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

- 14 連絡調整に対する協力
就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。
- 15 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携
指定就労継続支援B型の提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- 16 サービス提供の記録
① 指定就労継続支援B型の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容その他必要な事項を指定就労継続支援B型の実施ごとに記録します。
② これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)
- 17 苦情解決の体制及び手順
(ア) 提供した指定就労継続支援B型に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
② 相談担当者は、把握した状況をサービス提供責任者とともに検討を行い、対応を決定します。
③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

<p>じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】 しゃかいふくしほうじんいくとくえん 社会福祉法人育徳園</p>	<p>しよざい ち おおさかしあへのくほんなんちよう 所在地 大阪市阿倍野区阪南町5-12-5 でんわばんごう 電話番号 06-6655-1718 FAX 06-6655-1718 うけつけじかん ごぜん じ ごご じ 受付時間 午前9時から午後5時まで</p>
<p>しちやうそん まどぐち 【市町村の窓口】 きよじゆうち しやう ふくしぎやうむ たんとうか 居住地の障がい福祉業務の担当課</p>	<p>おおさかしないざいじゆう かた 【大阪市内在住の方】 かくくたんとうか ほけんふくし 各区担当課（保健福祉センター） うけつけじかん ごぜん じ ごご じ 受付時間 午前9時から午後5時まで おおさか ふ かかくしちやうそんざいじゆう かた 【大阪府下各市町村在住の方】 おおさかふかくしちやうそん たんとうか 大阪府各市町村の担当課 うけつけじかん ごぜん じ ごご じ 受付時間 午前9時から午後5時まで</p>

おおさかし ない 【大阪市内】			
		じゅうしょ 住所	でんわ 電話
おおさかし きたく 大阪市北区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしきたくおうぎまち2-1-27 大阪市北区扇町2-1-27	06-6313-9857
おおさかし みやこしまく 大阪市都島区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしみやこしまくなかのまち2-16-20 大阪市都島区中野町2-16-20	06-6882-9857
おおさかし ふくしまく 大阪市福島区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしふくしまくおおひらき1-8-1 大阪市福島区大開1-8-1	06-6464-9857
おおさかし このはなく 大阪市此花区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしくこのはななくあすができた1-8-4 大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9857
おおさかし ちゅうおうく 大阪市中央区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしちゅうおうくきゅうたろうまち1-2-27 大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-6267-9857
おおさかし にく 大阪市西区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしにくしんまち4-5-14 大阪市西区新町4-5-14	06-6532-9857
おおさかし みなとく 大阪市港区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしみなとくしおか1-15-25 大阪市港区市岡1-15-25	06-6576-9857
おおさかし たいしょうく 大阪市大正区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしたいしょうくちしま2-7-95 大阪市大正区千島2-7-95	06-4394-9857
おおさかし てんのうじく 大阪市天王寺区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしてんのうじくしんぼういんちよう20-33 大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9857
おおさかし なにわく 大阪市浪速区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしなにわくきつひがし1-4-20 大阪市浪速区敷津東1-4-20	06-6647-9897
にしよどがわく 西淀川区	ふくしか 福祉課	おおさかしにしよどがわくみてじま1-2-10 大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6478-9954
おおさかし よどがわく 大阪市淀川区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしよどがわくじゅうそうひがし2-3-3 大阪市淀川区十三東2-3-3	06-6308-9857
おおさかし ひがしよどがわく 大阪市東淀川区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしひがしよどがわくほうしん2-1-4 大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-4809-9882
おおさかし ひがしななく 大阪市東成区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしひがしななくおおいまごにし2-8-4 大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9155
おおさかし いくのく 大阪市生野区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしいくのかつやまみなみ3-1-19 大阪市生野区勝山南3-1-19	06-6715-9857
おおさかし あさひく 大阪市旭区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしあさひくおみや1-1-17 大阪市旭区大宮1-1-17	06-6957-9857
おおさかし じょうとうく 大阪市城東区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしじょうとうくちゅうおう3-4-29 大阪市城東区中央3-4-29	06-6930-9857
おおさかし つるみく 大阪市鶴見区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしたるみくよこつみ5-4-19 大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6915-9857
おおさかし あべのく 大阪市阿倍野区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしあべのくふみのさと1-1-40 大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9857
おおさかし すみのえく 大阪市住之江区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかすすみのえくみさき3-1-17 大阪市住之江区御崎3-1-17	06-6682-9857
おおさかし すみよしく 大阪市住吉区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかすすみよしくみなみすみよし3-15-55 大阪市住吉区南住吉3-15-55	06-6694-9857
おおさかし ひがしすみよしく 大阪市東住吉区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしひがしすみよしくひがしたなべ1-13-4 大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-4399-9857
おおさかし ひらのく 大阪市平野区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしひらのくせとぐち3-8-19 大阪市平野区背戸口3-8-19	06-4302-9857
おおさかし にしなりく 大阪市西成区	ほけんふくしか 保健福祉課	おおさかしにしなりくきしのさと1-5-20 大阪市西成区岸里1-5-20	06-6659-9857
おおさか ふ か つうじょう じぎょうじつしちいき 【大阪府下】（通常の事業実施地域）			
		じゅうしょ 住所	でんわ 電話
はびきのし 羽曳野市	ほけん ふくし ぶ 保健福祉部	はびきのしこんだ4ちようめ1ばん1ごう 羽曳野市誉田4丁目1番1号	072-958-1111
やおし 八尾市	けんこうふくしぶ 健康福祉部	やおしほんまちいちちようめ1ばん1ごう 八尾市本町一丁目1番1号	072-924-3838
まつばらし 松原市	ふくし ぶ 福祉部	まつばらしあほ1ちようめ1ばん1ごう 松原市阿保1丁目1番1号	072-334-1550
かしわらし 柏原市	けんこうふくしぶ 健康福祉部	かしわらしあんどうちよう1ばん55ごう 柏原市安堂町1番55号	072-972-1508
ふじいでらし 藤井寺市	けんこうふくしぶ 健康福祉部	ふじいでらしおか1-1-1 藤井寺市岡1-1-1	072-939-1111

さいかいし 堺市	しょうがいふくしぶ 障害福祉部	さいかいしさいかいくみなみかわらまち ほん ごう かい 堺市堺区南瓦町3番1号7階	072-228-7510
こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】 おおさかふしゃかいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいできせいかいじんかい 運営適正化委員会 ふくし 「福祉サービス苦情解決委員会」		しょざいち 所在地 おおさかしちゅうおうくたにまち 大阪市中央区谷町7-4-15 おおさかふしゃかいふくしかいかん かい 大阪府社会福祉社会館2階 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 FAX 06-6191-5660 うけつけじかん 受付時間 げつ きんよういち しゅくじつ のぞ 月～金曜日（祝日を除く） ごぜん じ ごご じ 午前10時～午後4時	

18 サービス提供開始可能年月日

ていきょうかいし かろう ねんがっぴ サービス提供開始が可能な年月日	れいわ ねん がつ 日にち 令和 ○年 ○月 ○日
---------------------------------------	------------------------------


19 重要事項説明の年月日

じゅうようじこうせつめい ねんがっぴ この重要事項説明書の説明年月日	れいわ ねん がつ 日にち 令和 ○年 ○月 ○日
---------------------------------------	------------------------------

じょうきないよう
上記内容について、「おおさかししていしょうがいふくし じぎょうなど じんいん せつびおよび うんえい
かんする きじゅんどう さだめ じょうれい へいせい ねんおおさかし じょうれいだい ごう きてい もと りょうしゃ
に関する基準等を定める 条例（平成25年大阪市 条例第13号）」の規定に基づき、利用者
せつめい おこな
説明を行いました。

事業者	しょざいち 所在地	おおさかし あべのくはんなんちよう 大阪市阿倍野区阪南町5-12-5
	ほうじんめい 法人名	しゃかいふくしほうじんいくとくえん 社会福祉法人育徳園
	だいひょうしゃめい 代表者名	りじちよう はやかわ せいじ 理事長 早川 誠次
	じぎょうしょめい 事業所名	あべの さぎようしょ 阿倍野ひまわり作業所
	せつめいしゃしめい 説明者氏名	さとう よしまさ 佐藤 禎真 

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ たし う
上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

りょうしゃ 利用者	じゅうしょ 住所	
	しめい 氏名	

だいにん 代理人	じゅうしょ 住所	
	しめい 氏名	